

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例

制定	平成25年 8 月 1 日	条例第20号
改正	平成26年12月22日	条例第 2 号
改正	平成27年 3 月27日	条例第 3 号
改正	平成28年 3 月 1 日	条例第 1 号
改正	平成28年 3 月10日	条例第 2 号
改正	平成28年12月20日	条例第 4 号
改正	平成30年 3 月 9 日	条例第 2 号
改正	平成31年 3 月12日	条例第 1 号
改正	令和元年 9 月27日	条例第 1 号
改正	令和元年12月20日	条例第 2 号
改正	令和 2 年 2 月25日	条例第 2 号
改正	令和 2 年11月30日	条例第 3 号
改正	令和 3 年11月30日	条例第 3 号
改正	令和 4 年12月20日	条例第 4 号
改正	令和 5 年 2 月24日	条例第 3 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年紀南環境広域施設組合条例第1号）の適用を受ける者、法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）をいう。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第4条 給料は、紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬として全ての職員に対して支給する。

(給料表)

第5条 給料表は、別表第1のとおりとする。

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、全ての職員に適用するものとする。

3 職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(初任給及び昇給等の基準)

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合又は一つの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合等における号給は、規則で定める。

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員の昇給については、第3項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、その者の勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定する。

6 前3項に定めるもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

7 前各項に規定する職務の級及び号給の決定、昇格並びに昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給方法)

第7条 給料は、毎月1回、管理者が別に定める日に、その月の月額の全額を支給する。

2 新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料月額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項の規定に基づく勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

6 職員が休職を命ぜられ、停職処分を受け、若しくは法第55条の2第1項ただし書の許可（以下この項において「専従許可」という。）を受けた場合又は休職若しくは停職の期間若しくは専従許可の有効期間の終了等により職務に復帰した場合は、その給料月額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項の規定に基づく勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養手当の支給）

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日に属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日に属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日に属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

- (3) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第10条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受け、これに居住する職員その他規則で定める職員を除く。）
- (2) 前号に掲げる職員のうち、第12条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。)

ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ別表第3に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が、20,000円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

7 前各項に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（単身赴任手当）

第12条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが勤務距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

3 国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずるものとして規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に定めるもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（特殊勤務手当）

第13条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とする勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務手当）

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 勤務時間条例第9条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について第3項及び第4項の規定の適用がある場合における当該時間に対する同項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第15条 勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第3条の規定により毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が勤務時間条例第4条の規定により勤務を要しない日に当たるときは、別に定める日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（以下「年末年始の休日」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たり給与額の算出）

第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びに月額で定められている特殊勤務手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、7時間45分に算出率（勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該職員その者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。）を乗じて得た時間）に1年における休日の日数に相当するものとして規則で定める数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（管理職手当）

第 17 条 管理又は監督の地位にある職員には、その勤務の特殊性に基づき、その勤務 1 月につき、給料月額額の 100 分の 20 を超えない範囲において管理職手当を支給する。

2 管理職手当の支給を受ける者の範囲、支給額その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理職員特別勤務手当)

第 18 条 前条第 1 項の規定により管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第 3 条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、10,000 円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、5,000 円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前 3 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第 19 条 第 14 条及び第 15 条の規定は、管理職員には適用しない。

(期末手当)

第 20 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 22 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月で管理者が別に定める日（次条及び第 22 条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第 25 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 120 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

(4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額額の合計額とする。

- 5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(期末手当の支給の制限)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第2号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第22条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。
- (勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月で管理者が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がその者に所属する次の各号に掲げる職員に支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において、職員が受けるべき給料の月額とする。

- 4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第23条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第23条第1項に規定する管理者が別に定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

(定年前三任用短時間勤務職員についての適用除外)

第23条の2 第8条、第9条及び第10条の規定は、定年前三任用短時間勤務職員には適用しない。

第24条 削除

(休職者の給与)

第 25 条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が 1 年 6 箇月に達するまでは、その者に給与の全額を支給する。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により、法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の日から起算して 90 日までは、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

4 職員が法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、その者に給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 法第 28 条第 2 項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第 20 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により管理者が別に定める日に、それぞれ第 2 項又は第 3 項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 21 条及び第 22 条の規定を準用する。この場合において、第 21 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 25 条第 6 項」と読み替えるものとする。

（給与の減額）

第 26 条 職員が所定の勤務日において勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない 1 時間につき、第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（休業補償）

第 27 条 職員が傷病のため勤務しない場合において、前条の規定により給与を減額されたときは、規則で定める基準により、休業補償を支給することができる。

（死亡した職員の給与）

第 28 条 この条例により、給与を受けるべき職員が死亡した場合における給与は、その遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び順位は、規則で定める。

（給与からの控除）

第 29 条 法第 25 条第 2 項の規定により、次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 職員共済会、職員互助会その他これらに類するものの会費及び購買代金
- (2) 職員団体の組合費その他の徴収金
- (3) 団体取扱契約に係る生命保険料、損害保険料その他これらに類するもの
- (4) 和歌山県市町村職員共済組合への貯金及び貸付金の返済
- (5) 勤労者財産形成貯蓄契約に基づく貯蓄
- (6) 労働金庫への預金及び貸付金の返済

(給与の口座振替)

第30条 給与は、職員からの申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月22日条例第2号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第1条の改正規定及び附則第5条の規定 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(2) 第2条の規定 平成27年4月1日

2 第1条の規定による改正後の給与条例（附則第3条において「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は、平成26年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第23条第2項の改正規定（「当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に」を削る部分に限る。）を除く。）による改正後の給与条例第23条第2項及び附則第5項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 平成26年4月1日（以下この条において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成27年3月27日条例第3号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第3条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（管理者が定める職員を除く。）

には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

第4条 施行日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与条例第12条第2項の規定の適用については、「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。

(委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成28年3月1日条例第1号）

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

2 組合の機関の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた組合の機関の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る組合の機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月10日条例第2号）

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第15条及び第18条第1項の改正規定を除く。）による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成28年12月20日条例第4号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成30年3月9日条例第2号抄)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4条及び第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成31年3月12日条例第1号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (令和元年9月27日条例第1号)

1 この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備

に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月14日）から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に整備法第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の規定による期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第20条第1項及び第3項、第21条第2号（同条例第23条第5項及び第25条第7項において準用する場合を含む。）、第23条第1項及び第2項並びに第25条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日条例第2号）

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第3条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第10条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第10条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 第2条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第10条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第10条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（令和2年2月25日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月20日条例第4号）

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年2月24日条例第3号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（給料月額の減額）

第2条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4条において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

（給料月額の減額の例外とする職員）

第3条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第3項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員
- (3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 法第28条の6第3項に規定する条例で別に定める職員のうち、規則で定める職員
- (5) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を除く。）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2条の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」

という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第2条の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第5条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第6条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第2条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4条に規定する職員を除く。)であって、同条の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第7条 附則第4条又は前条の規定による給料を支給される職員以外の附則第2条の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、附則第2条の規定による給料月額、附則第4条の規定による給料その他附則第2条から前条までの施行に関し必要な事項は規則で定める。
(経過措置)

第9条 附則第2条から前条までの規定は、改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第10条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(改正法による改正後の法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号)第5条第1項に規定する給料表(以下この条において「給料表」という。)の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第17号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、紀南環

境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第17号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号）（以下「新給与条例」という。）の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第23条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（その他経過措置の規則への委任）

第11条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100

20	174, 000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900
21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800
22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600
23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400
24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300
25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700
29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600
31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	

71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
94		294, 900	342, 600	381, 500		
95		295, 200	343, 100	381, 900		
96		295, 600	343, 500	382, 300		
97		295, 800	343, 700	382, 600		
98		296, 100	344, 100	383, 100		
99		296, 500	344, 500	383, 500		
100		296, 900	344, 800	383, 900		
101		297, 100	345, 100	384, 200		
102		297, 400	345, 500			
103		297, 800	345, 900			
104		298, 100	346, 300			
105		298, 300	346, 800			
106		298, 600	347, 200			
107		299, 000	347, 600			
108		299, 300	348, 000			
109		299, 500	348, 500			
110		299, 900	348, 900			
111		300, 300	349, 200			
112		300, 600	349, 500			
113		300, 800	350, 000			
114		301, 000				
115		301, 300				
116		301, 700				
117		301, 900				
118		302, 100				
119		302, 400				
120		302, 700				
121		303, 100				

	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
定年前再任用短時間勤務職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2（第5条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	事務員の職務
2 級	主事の職務
3 級	主査の職務
4 級	係長の職務又は困難な業務を行う主査の職務
5 級	困難な業務を行う係長の職務
6 級	課長の職務
7 級	部長の職務

別表第3（第11条関係）

1 自動車（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を使用する場合

使用距離（片道）	支給額
3キロメートル未満	2,100 円
3キロメートル以上 25 キロメートル未満	2,800 円に1キロメートルを増すごとに700 円を加算した額
25 キロメートル以上 50 キロメートル未満	18,100 円に1キロメートルを増すごとに600 円を加算した額
50 キロメートル以上 75 キロメートル未満	33,000 円に1キロメートルを増すごとに500 円を加算した額
75 キロメートル以上 99 キロメートル未満	45,400 円に1キロメートルを増すごとに400 円を加算した額
99 キロメートル以上	55,000 円

2 自動車以外の交通の用具を使用する場合

使用距離（片道）	支給額
----------	-----

3 キロメートル未満	1, 500 円
3 キロメートル以上 10 キロメートル未満	2, 000 円に 1 キロメートルを増すごとに 500 円を加算した額
10 キロメートル以上 60 キロメートル未満	5, 400 円に 1 キロメートルを増すごとに 400 円を加算した額
60 キロメートル以上	25, 400 円